



国家戦略特区ヒアリング説明資料  
平成27年9月11日(金)

**京都府京丹後市**

若者にあふれ、生涯活躍できる

「支え合い、高め合いのまち」(仮称)構想 について(たたき台)

2 地域協働大学(仮称)の本格的な活性化 ~若者が地域にあふれる~

国家戦略特区

「自家用車ライドシェア」

及び

「大学生民泊シェア」(仮称)

の導入

・地域協働大学の学生等は、

①全域でライドシェア可、

②民泊シェアの導入

により、広域な地域内移動を円滑にでき、下宿感覚で機動的に宿泊が可能となる。

メリット・デメリット

- 大学生の新たな泊であり、既存の旅館等とは競合しない。
- 民泊の増加により、観光リピーターの獲得につながり、結果として、旅館業界にも好影響。

市夢まち創り大学(地域協働型大学)の活動が本格的に活性化(若者にあふれる)

1 新時代の公共交通体系の実現 ~伝統価値創生~

国家戦略特区

「自家用車ライドシェア」の導入

タクシー空白地域

- ・基本的に全ての住民、観光客を対象

タクシー立地地域

- ・基本的に「夢まち創り大学」の学生等、既存タクシーに競合しないと想定される特定の個人等を対象

メリット・デメリット

- タクシー空白地域を対象とすることで、直接的な負の影響は遮断できる。
  - 空白地域の交通が活性化することで、タクシー立地地域のタクシー利用者も結果として好影響
- ⇒両地域・タクシー業者ともに「Both Win」

観光の活性化

3 生涯活躍社会の実現

・(条件をクリアした方は)ライドシェアの提供者として活躍

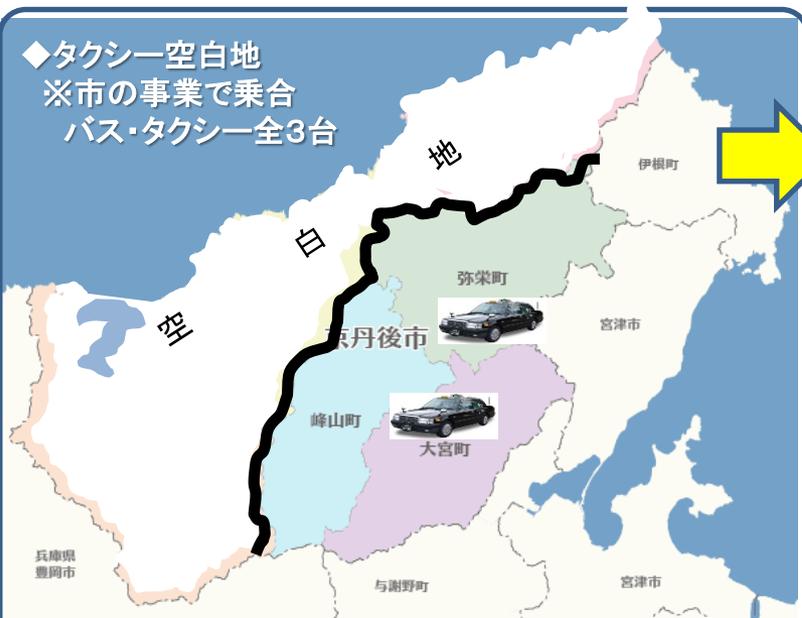
・大学生の民泊受入れにより、活躍の場が広がり、地域活性化につながる。

・大学による地域協働活動自体も将来拡充し、地域活動が広く活性化、活躍の場が広がる。

等々

現状(前)

◆タクシー空白地  
※市の事業で乗合  
バス・タクシー全3台



病院に通いたいけど、もっと移動手段があれば助かるんじゃが。

観光客の方にとっても、安心して来てもらえるようになればいいのに。

タクシー車両が少ないから、待ちどおしいです。

住民の  
様々な不安

バス停まで2 kmもあるので、家まで迎えに来てもらったら嬉しいんだけど。

シェアリングエコノミー  
(共有型経済)の導入

自家用車



交通と宿泊の  
供給量増

特区でさらに後押し

改革(後)



病院に自分で通えるようになりましたわ。

携帯電話でいつでも申込ができるようになって観光誘客も進みますね。

いつでも、どこでも、すぐに移動ができて、不安がなくなりました。

住民の  
不安の解消

学生さんも腰を据えたフィールドワークなどが可能になりました。

暮らしを支える新公共交通体系の実現

相乗効果

市夢まち創り大学の  
本格的な活性化

# <規制改革> 自家用車ライドシェアの実現へ向けて

	<b>現行の公共交通空白地有償運送</b> (法78条2号、法79条の2第1項2号、 規則49条1項2号、規則51条2号等) <small>法:道路運送法 規則:道路運送法施行規則</small>	<b>規制改革提案</b> ※現行の空白地有償運送の下記部分を変更、 ないしは、下記内容の「第4の自家用有償 旅客運送」の категориを新設する。
合意形成のための組織	地域公共交通会議/運営協議会 (道路運送法第79条の4第1項5号、 規則51条の7)	国家戦略特別区域会議
実施主体	NPO法人等 (法第78条2号、規則48条)	株式会社
ドライバー	NPO法人等の運転者台帳に記載 された者 (規則51条の19第1項)	当該株式会社に登録された個人
サービス対象区域の限定	交通空白地域 (法78条2号、規則49条1項2号)	利用者の観点から、公共交通機関に よっては十分な輸送サービスが提供 されない場合を、区域会議が認定。 当該区域において、サービス実施を 可能とする。 (例) 従来の交通空白地に加え、郊外 ニュータウン、通勤時間帯における主要幹 線道路、観光や特殊需要への対応など
安全運転のための確認、 記録、名簿管理	原則、対面・書面実施 (国交省の処理方針等)	ICTを用いた安全運転のための 確認、記録、名簿管理を認める。

# 2-1 地域協働大学(仮称)の本格的な活性化 ～若者が地域にあふれる～

## これまでの取組

- H26.10 京丹後市夢まち創り大学設立
- H27. 1 地方再生計画の国の第1号認定
- H27. 3 地域再生戦略交付金の交付決定



京都大学、同志社大学、立命館大学、龍谷大学、大手前大学、鳥取環境大学、高崎経済大学、慶応大学  
今後、増加予定



**学生の活動・滞在支援**

<相談> <移動> <宿泊>

コーディネーター 電動自転車 シェアハウス

## H27. 6 特区提案中 (「大学名称」の使用制限の緩和・・・学校教育法第135条)

- ①既存の大学法人の設立が難しい地域でも、**新しい形で大学「地域協働大学」を法的に問題なく設置することが可。**
- ②地域協働大学を設置することにより、総務省「域学連携」事業等の成果を引継ぐ制度的基盤を築くとともに、**社会的な信頼を獲得し、「地域協働大学卒業」といった学生にとってもキャリア取得のインセンティブが働き、都市部からの学生呼び寄せ可能。**
- ③上記①～②を元に、**継続的に大学教員及び大学生が地域に入り活動することで、域学連携、地域活性化活動を継続可。**
- ④地方での起業の野心的試みや地域課題解決の使命感を持った**若者の定住を促進することが可。**

## 現状(前)

(1)シェアハウスは3軒  
(2)海沿いのエリアはタクシー空白地

市内全図

シェアハウス



・もう一段、移動が便利にならないかなあ。  
・たくさんの学生が「夢まち創り大学」で学べるようにできないかなあ。  
・いろいろな支援があるけどもっと滞在がしやすくなればいいなあ。

シェアリングエコノミー(共有型経済)の導入



特区をさらに後押し

## 改革(後)

不安の解消

暮らしを支える新公共交通体系の実現

相乗効果

市夢まち創り大学の本格的な活性化

夢まち創り大学へ仲間と一緒に参加します!!  
・安く泊まれて、地域の方とゆっくり交流できる!!

<規制改革> 民泊シェアの実現へ向けて

	現行の農家民宿	さらなる 規制改革提案
合意形成のための組織	—	—
実施主体	農林漁業体験民宿業を営む者	農林漁業体験民宿業を営む者以外でも自宅の一部を活用して民泊サービスを提供する者
利用者	主として都市の住民 (余暇法第2条第1項)	主として学生
都道府県知事の認定	施設の認定が必要	施設の認定が必要
空き部屋の貸し手	農林漁業体験民宿業を営む者	空き部屋の所有者
サービス対象区域の限定	全国	京丹後市

資料①参照

## 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定資料)抄録参照

### ③主に地方自治体が所管する規制の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
15	小規模宿泊業のための規制緩和①(イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和)	イベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケースについては、旅館業法の適用外となる旨を明確にし、周知を図る。	平成27年度措置	厚生労働省
16	小規模宿泊業のための規制緩和②(農林漁家民宿の対象範囲の拡大)	体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省
17	小規模宿泊業のための規制緩和③(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスの提供)	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省
18	飲食店など複数の業種を営む場合の営業許可についての周知	それぞれの施設の基準に合致し、公衆衛生上支障がないと認められる場合には、許可を受ける業種が複数であっても施設を業種ごとに専用のものとしなくてもよいことを、国から都道府県等に周知する。その際、新規に許可を受ける場合はもとより、既に営業を行っている事業者が、提供する商品の多様化等により追加で別の業種の許可を得ようとする場合も同様の考え方によることを明確化する。	平成27年措置	厚生労働省
19	臨時的に食品を提供する際の規制についての周知	各都道府県等において、地域の実情に応じて実施している臨時的な食品提供に係る規制について、その考え方や許可要件に関する情報をホームページに掲載することにより、事業者に分かりやすい形で公表するよう、国から都道府県等に対し技術的助言を行う。	平成27年度措置	厚生労働省

## 京丹後型「日本版CCRC」の実現

### 1. 制度 京丹後市生涯現役社会づくり条例(仮称)の制定

※条例検討委員会には、「日本版CCRC構想有識者会議」の松田智生委員(三菱総合研究所)の顧問就任予定

シニア世代が担い手となり、多世代が交流する  
「健康」と「生きがい」と「安心」のまちづくり



支え合い

生涯活躍できる

健康長寿

生きがいと安心

若者があふれる



### 2. プログラム 生涯活躍のまち

#### ① 予防医療

- (1) 運動プログラム(ウォーキングポイント制度)の実践
- (2) 保健師による専門アドバイス
- (3) 栄養士による専門アドバイス 等

#### ② 健康支援

- (1) 血圧・心拍数等の随時データ管理
  - (2) 歩数等の運動状況管理
  - (3) 過去の病歴等情報の活用
  - (4) 健康時から認知症に至るまでの地域包括ケア(産官学連携事業)
- 科学技術振興機構(JST)センターオブイノベーション(COI)プログラム採択研究  
「高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする  
法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点」研究プロジェクト

#### ③ 社会参加

活躍の場が広がる

- (1) シニア学生と域学連携大学生の交流(地域協働活動の拡充)
- (2) 自らの経験等を活かし講師となり「半学半教」を実践
- (3) (条件をクリアした方は)ライドシェアの提供者(運転手)として活躍
- (4) 大学生の民泊受入
- (5) 観光語り部 等

高め合い

多世代交流

シェアリングエコノミー  
(共有型経済)の導入

自家用車



空き部屋



市夢まち創り大学の本格的な活性化

